



島根県報

令和8年5月8日（金）

第 7 1 7 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の（中 小 企 業 課） 2
変更の届出

土地収用法の規定による事業の認定（用 地 対 策 課） 2

【特定調達公告】

アグスタ式A109E型ヘリコプター（J A 0 2 P C）耐空検査受検整備に係る一般（警 察 本 部） 4
競争入札の実施

告 示

島根県告示第307号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和8年5月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

SUPER CENTER PLANT出雲店 島根県出雲市塩冶町字善光寺1291番外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

グンゼ開発株式会社 代表取締役 西村 仁宏 兵庫県尼崎市塚口本町4丁目8番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）グンゼ開発株式会社 代表取締役 熊田 誠

（変更後）グンゼ開発株式会社 代表取締役 西村 仁宏

(4) 変更の年月日

令和8年4月1日

2 届出年月日

令和8年4月21日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等**(1) 意見書の提出先**

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第308号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

令和8年5月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 起業者の名称

邑南町

2 事業の種類

井原コミュニティセンター整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県邑智郡邑南町井原地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、島根県邑智郡邑南町井原地内における7,584.97平方メートルの土地を起業地とする「井原コミュニティセンター整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、邑南町が地域の拠点となる安全で利用しやすいコミュニティセンターを整備する事業であり、土地収用法（以下「法」という。）第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である邑南町は、本件事業に必要となる予算を国庫補助金、起債及び一般財源により計上しており、議会の議決も得ていることから、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

邑南町は、人口減少及び少子高齢化や社会構造の変化など、地域が抱える困難が多様化・複雑化している中、地域力の減退を防ぎ、安心してその地に住み続けることができる持続可能な仕組づくりに資する地域運営組織の設立及び運営に係る支援に取り組んでいる。また、社会教育施設等の公共施設の老朽化が進み、施設整備の必要性は年々大きくなっているところである。中でも、井原地区にある井原公民館は建設から46年が経過し、町内に12ある公民館で最も古い施設である上に、指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されているにもかかわらず、江の川の二次支川である井原川の洪水浸水想定区域内にあり、安全安心な避難所とは言い難い状況である。

このような状況の中、防災備蓄倉庫も備えるコミュニティセンター、消防車庫・倉庫、バス待合所及び駐車場からなる「井原コミュニティセンター」を整備するものである。

本件事業の完成により、地域住民が相互に協力・連携し、共に支え合うことを目的とした交流活動や学習活動を通じて、地域づくり及び人づくりを進める地域活性化の拠点となり、相互の協働による地域住民が主体となった地域運営の推進に寄与することが認められる。

また、バス待合所の併設により、隣接する農産物直売所であるふれあい市場雲井の里を中継地点とした近隣の同様の施設との往来が増加し、観光及び農産物の振興が期待できるほか、消防車庫・倉庫等の集約による町の歳出縮減効果及び耐震基準を満たしたバリアフリー対応の安全安心な避難所としての機能による公益的意義は大きいと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響について、起業者が行った関係部署への照会結果によると、環境影響評価法

(平成9年法律第81号)及び島根県環境影響評価条例(平成11年島根県条例第34号)に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、本件事業の施行に当たっては、防音及び防塵に努め、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)や工事用車両の通行等について十分配慮し、周辺環境への影響が最小限となるよう努力するとされていることから周辺環境への影響は軽微であると予測されている。

また、本件事業に係る起業地において、埋蔵文化財包蔵地は存在しないことを確認しているが、事業実施に当たり、遺構等が発見された場合には、関係機関と協議を行い、必要な措置を講じることとされている。

希少野生動植物については、本件事業に係る起業地周辺に希少野生動植物の生息・生育情報があるため、事業実施に当たり、希少野生動植物の生息・生育が確認された場合には、適切な保全対策を講じることとされている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、井原地区の地区住民の活動拠点、防災拠点並びに観光及び農産業振興拠点として整備する観点から候補地A(ふれあい市場雲井の里南側、以下「申請地」という。)、候補地B(ふれあい市場雲井の里北西側)及び候補地C(ふれあい市場雲井の里北東側)の3か所を候補地として挙げ、検討が行われており、申請地は他の2つの候補地と比較すると、周辺環境が優れていること、必要面積を十分に確保することができること、経済性に優れていることなどから、社会的、経済的及び技術的な面を総合的に勘案すると、申請地が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早急に施行する必要性

(3)のアで述べたように、井原公民館は指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されているが、江の川の二次支川である井原川の洪水浸水想定区域内に存していること、建設から46年経過し、施設の老朽化が問題となっていることなどを考慮すると、早急に事業を施行する必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

邑南町役場(総務課)

特 定 調 達 公 告

の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和8年5月8日

島根県警察本部長 中村 振一郎

1 入札に付する事項

(1) 入札の件名

アグスタ式A109E型ヘリコプター（J A02P C）耐空検査受検整備

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 履行期限

令和9年3月26日（金）

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 地方自治法施行令第167条の5第1項の規定に基づき定める資格は、次のとおりとする。

ア 島根県税を滞納していない者であること。

イ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

ウ 航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する事業の許可及び同法第9条に規定する修理方法の認可を受けていること。

エ 航空法（昭和27年法律第231号）第20条第1項第3号及び第4号に規定する技術上の基準に適合することについて、アグスタ式A109E型の事業所の認定を受けていること。

オ アグスタウエストランド（レオナルド・フィンメッカニカ）サービスセンターの認証を取得していること。

カ 国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を令和元年度以降において2回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。

キ 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課

電話 0852-26-0110 (内線 2241、2242)

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

本公告の日から令和8年5月26日(火)までの間(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和8年5月26日(火)正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 入札の日時、場所等

ア 日時

令和8年6月17日(水)午後5時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便(簡易書留等配達記録が残るものに限る。)による入札については、令和8年6月17日(水)午後5時までに到着していること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年6月18日(木)午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 聴聞室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61号の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Agusta A109E Helicopter (JA02PC) Airworthiness inspection and maintenance

(2) Time limit for tender : 5 : 00 p.m. June 17, 2026

(Bids by post must be received by 5 : 00 p.m. June 17, 2026)

(3) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8510, Japan
TEL : 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)